

北九州市中小企業等の次なる成長に向けた
企業変革チャレンジ補助金

募集要項

令和5年10月

大切なお知らせ！

- 令和5年10月16日(月)から募集を開始しますが、補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。
- 「事業実施計画書」を募集期間内に提出し、市の認定を受ける必要があります。
- 事業実施にあたり、自己負担が必要です。
- 対象となるのは、新たにチャレンジする取組に必要な経費です。既存経費の振替えは認められません。
- 令和6年2月16日(金)（「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」は令和6年2月28日(水)）までの事業完了（経費の支払い完了）、実績報告が必要です。
- 補助事業への着手は、実施計画認定後からとなります。
- 事業に係る経費は、市内事業者への発注を原則とします。

I 北九州市中小企業等の次なる成長に向けた企業変革チャレンジ補助金について

1 目的

物価高騰の影響により、厳しい経営環境が続く中、次なる成長を目指し、企業変革に向けて一步を踏み出す中小企業等の前向きな取組を支援するものです。

2 補助対象者

次の①及び②を満たす者です。

①中小企業基本法第2条等に定める以下の中小企業等（個人事業主を含む）

業種分類	定義
1 製造業、建設業、運輸業、その他（次号から第7号までに掲げる業種を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
8 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
9 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
10 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
11 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
14 特定非営利活動法人	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※個人事業主となっていない個人は対象外です。

②北九州市内に主たる事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること

※市外に本社があっても、市内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は対象となります。

※専用の事業所（店舗、工場、事務所等）を設けていない場合であっても、市内で事業を行っていることが明確で事業実施、継続実態も確認できる場合は、対象となります。（移動販売等）

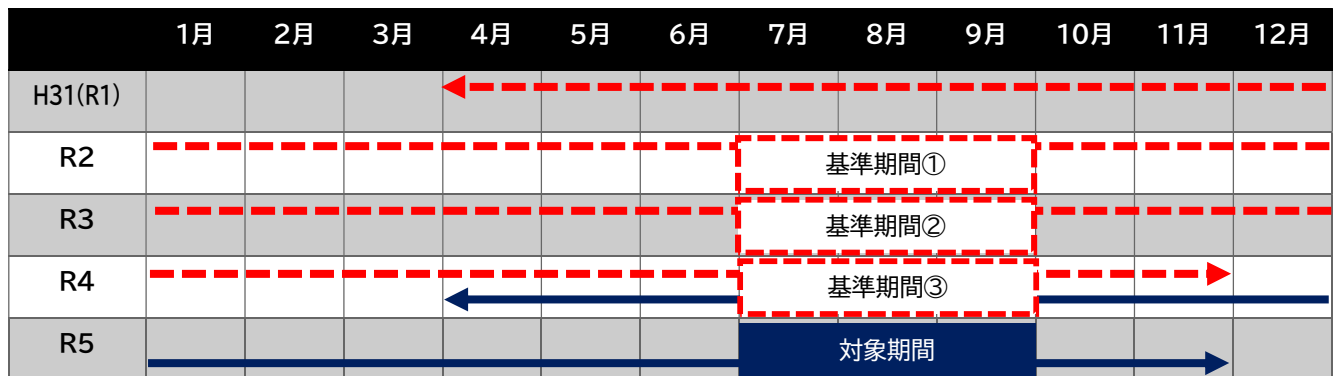
3 要件

次の①及び②を満たす必要があります。

①令和4年4月以降の連続する任意の3ヵ月（対象期間）の売上又は売上総利益（粗利）が、過去3年（平成31年4月～令和4年11月までの間）のいずれかの年の同期（基準期間）と比較して10%以上減少していること

②「事業実施計画」の中に、「将来の展望・長期的な経営方針」を記載すること

《売上又は粗利の比較》



対象期間として R5.7～9月を選択した場合
 ➡基準期間①、②、③のいずれかと比較

【創業特例】

創業時期により、対象期間の前年同月期間で、3ヵ月分の基準期間が取れない事業者（令和4年10月から令和4年11月までの創業）の場合、以下の特例により売上又は粗利の比較を行うことができることとします。

基準期間	創業月から令和4年11月までの売上又は粗利の平均月額×3
対象期間	令和5年9月から11月までの売上高又は粗利

※令和4年9月以前に創業した事業者は、対象期間（令和5年9月～11月）の前年の基準期間として3ヵ月が取れるため、創業特例の適用はありません。

※令和4年12月以降の創業した事業者は、前年の基準期間に該当する期間の売上等がなく、減額比較ができないので、対象外となります。

4 補助率・補助額

区分	補助率	下限	上限
通常枠	1 / 2	10万円	100万円
パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠	2 / 3	12万円	120万円
特別枠① 女性の就業・活躍促進のための職場環境整備	3 / 4	10万円	100万円
特別枠② 暑さ対策のための大規模な職場環境整備	1 / 2	100万円	1,000万円

(1) パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠について

「価格転嫁」と「賃上げ」を促進するため以下の①及び②の条件を満たす企業は補助率・上限額を引き上げます。

この適用を受けるには、「事業実施計画書（通常枠）」の「パートナーシップ構築宣言」欄及び「賃上げ実施状況（計画）」欄を記入する必要があります。

①適正な価格転嫁と賃上げの機運醸成につながる「パートナーシップ構築宣言」を実施。

- ・国の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトより登録を行ってください。

ポータルサイト URL <https://www.biz-partnership.jp/>



②令和5年4月以降に賃上げ（増額改定）を実施（もしくは実施予定）。

- ・賃上げ（増額改定）の条件については以下のとおりとします。

常時雇用する労働者のうち、最も低い賃金の者の賃金単価を42円以上引き上げ

- ・実施予定の場合は、補助事業実施年度の翌年度までに賃上げ（増額改定）を行う必要があります。

(2) 通常枠と特別枠との併用について

「特別枠①女性の就業・活躍促進のための職場環境整備」については、「通常枠」又は「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」の併用が可能です。

5 対象経費

企業変革のため新たにチャレンジする取組を実施する上で必要とする以下の経費を補助対象とします。

(1) 留意事項

- 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認められません。
- 市が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても補助対象となりません。
- 事業実施に必要と認められない、補助目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合もあります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみです。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料については、補助対象経費から除きます。
- 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）は補助対象事業に必要な不可欠なもののみを対象とします。
- なお、車両に係る経費については、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とします。また、営業車等、一般的な社用車については、原則、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。
- 補助金で購入・導入した機器やシステムは、補助事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認められません。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の使用率等をもとに案分し、事業用部分のみを補助対象とします。
- 補助対象経費は、原則、市内事業者への発注に行うものとし、やむを得ず市外業者へ発注する場合は、事前に申請し、承認を得てください。
- 直接人件費は、「新商品・新サービス開発」又は「事業拡大・販路開拓」に必要なもののみ認められ、これらに直接関与する方の直接作業時間のみを対象とし、事業実施状況に関する書類として1人ごとに業務日誌等を整備していただく必要があります。（書面で確認できない場合、補助対象経費から除外されることもあります。）
- 補助金は精算払いとなります。
- 割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が補助事業期間を超えており、支払完了までに補助事業者に所有権が移転しない場合には、補助事業期間内に購入したものとは言えないことから補助対象とはなりません。分割払いやリボルビング払いも同様の取扱いとします。

(2) 取組区分ごとの対象経費の例

	補助対象事業 (対象となる取組例)	補助対象経費	備考
通常枠／ パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠	省エネ投資 ▼省エネ等のための機器・設備導入、更新設備等に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、調査費、指導費 等	組み合わせ活用可能／特別枠①との併用可
	効率化・高収益化 ▼デジタル化等、効率化・コスト削減のための機器・設備導入等に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、調査費、指導費 等	
	新商品・新サービス開発 ▼価格適正化と合わせて行う高付加価値商品開発、アフターコロナ対応の新商品開発等に要する経費（新商品開発等に係る直接人件費、固定費を含む）	マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費（開発研究用・販売用は対象外）、技術指導費、委託費、広告宣伝費、営業代行料、人件費、固定費、会場費 等	
	事業拡大・販路開拓 ▼事業分野拡大、事業方法転換、価格適正化理解に向けた広報、新規顧客やリピーター確保の取組、新規出店等に要する経費（事業拡大・販路開拓に係る直接人件費、固定費を含む）	マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、出店登録料、機械器具費、広告宣伝費、営業代行料、人件費、固定費、人材育成費 等	
	人材確保・人材育成 ▼採用活動（就職情報誌への広告、人材紹介事業者への成功報酬など）、若者からシニアまで働きやすい職場環境の整備等に要する経費 ▼業務上必要な能力の向上または技術、資格、知識等の習得やリスキリングなど従業員等のスキルアップに要する経費	広告宣伝費、仲介手数料、委託費、報酬、施設改修費、機械器具費、システム導入費、外部研修参加費、講師謝礼、会場費 等	
特別枠①	女性の就業・活躍促進のための職場環境整備 ▼女性の就業促進等のための、採用活動（人材紹介事業者への成功報酬など）、就業規則等の整備、働きやすい職場の環境整備に要する経費 ▼女性の活躍促進等のための、業務上必要な能力の向上または技術、資格、知識等の習得やリスキリングなど従業員等のスキルアップに要する経費	広告宣伝費、仲介手数料、委託費、報酬、施設改修費、機械器具費、外部研修参加費、講師謝礼、会場費 等	通常枠等との併用可
特別枠②	暑さ対策のための大規模な職場環境整備 ▼中小製造者や建設業者などが行う、工場屋根への断熱材導入、工場屋根への遮熱塗装施工、工場屋根への遮熱シート施工など、省エネに資する大規模な暑さ対策に要する経費	施設改修費、機械器具費、システム導入費 等	併用不可

(3) 補助対象経費一覧

	区分	費目	内容
通常枠／パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠（以下、「通常枠等」という。）	省エネ投資	機械器具費	省エネのために導入する設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
		施設改修費	節電対策、断熱化等、省エネのための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
		システム導入費	省エネを実現するために導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
		調査費	省エネ診断による現状分析や課題解決に向けた対策等、調査や指導を外部専門家に依頼する経費
		指導費	
		その他の経費	その他、省エネ投資のために必要な経費
	効率化・高収益化	機械器具費	業務の効率化や、コスト削減等による高効率・高収益化のための設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
		施設改修費	オープンスペース化や動線改善等、効率化・高収益化のための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
		システム導入費	業務の効率化や、コスト削減等により高効率・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
		調査費	効率化・高収益化に向けた、業務フローや現状・課題分析課題解決の提案等、調査や指導を外部専門家に依頼する経費
		指導費	
		その他の経費	その他、効率化・高収益化のために必要な経費
	新商品・新サービス開発	マーケティング戦略費（調査・指導費）	市場調査、マーケティング（製品、価格、流通、プロモーション）戦略の構築等への助言等を外部専門家に依頼する経費
		機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
		原材料費	原材料や副資材の購入に必要な経費 ※開発研究等に係るもののみ対象（販売用は対象外）
		技術指導費	外部専門家から技術指導、新商品・新サービスのブランディング、プロデュースを受けるために必要な経費
		委託費	開発、設計、試作、改良、デザイン等を外部へ依頼するために必要な経費
		広告宣伝費	ホームページ、チラシ等のPRツールの作成に係る経費
		営業代行料	新商品・新サービスの販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
		産業財産権導入費	必要な産業財産権（特許権、実用新案権等）を導入するために必要な経費
		人件費	新商品・新サービスの開発に伴い、新たに必要となる直接人件費
		固定費	新商品・新サービスの開発に伴い、新たに必要となる光熱水費、賃料、通信料等の固定費
		人材育成費	教材の作成、購入、借用に係る経費。研修受講、研修対価として講師等に支払う経費
		その他の経費	その他、新商品・新サービスの開発のために必要な経費
		事業拡大・販路開拓	マーケティング戦略費（調査・指導費）
	会場整備費		展示会、販促イベント等の会場の装飾等に必要な経費
	保険料		展示品等の保険に要する経費
	出店登録料		インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	機械器具費		機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	広告宣伝費		ホームページ、チラシ等のPRツールの作成、価格轉嫁の理解促進や新規顧客やリピーターの獲得に向けた取組に係る広報や消耗品等の諸経費

通常枠等	事業拡大・販路開拓	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費	
		人件費	事業拡大・販路開拓に伴い、新たに必要となる直接人件費	
		固定費	事業拡大・販路開拓に伴い、新たに必要となる光熱水費、賃料、通信料等の固定費	
		人材育成費	教材の作成、購入、借用に係る経費。研修受講、研修対価として講師等に支払う経費	
		その他の経費	その他、事業拡大・販路開拓のために必要な経費	
	人材確保・人材育成	広告宣伝費	就職情報誌、就職情報ウェブサイト等へ広告等を掲載するために要する経費	
		仲介手数料	人材紹介事業者への成功報酬など採用に係る手数料	
		委託費	人材育成プログラムの開発等を外部専門家に依頼するための経費	
		報酬	就業規則等の改正に伴う社会保険労務士等に支払う報酬	
		施設改修費	働きやすい環境づくりに向けた施設改修に必要な工事、設計に係る経費	
		機械器具費	働きやすい環境づくりに向けた設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費	
		システム導入費	採用面接システム、人事評価システム等、人材確保・人材育成を行うためのシステム等の構築、導入に必要な経費	
		外部研修参加費	研修受講料等、外部の研修会の参加に要する経費	
		講師謝礼	研修対価として講師等に支払う経費	
		その他の経費	その他、人材確保・人材育成のために必要な経費	
	特別枠①	女性の就業・活躍促進のための職場環境整備	広告宣伝費	就職情報誌、就職情報ウェブサイト等へ広告等を掲載するために要する経費
			仲介手数料	人材紹介事業者への成功報酬など採用に係る手数料
			委託費	女性の人材育成プログラムの開発等を外部専門家に依頼するための経費
			報酬	女性のための制度構築のために行う就業規則等の改正に伴う社会保険労務士等に支払う報酬
施設改修費			女性の働きやすい環境づくりに向けた施設改修に必要な工事、設計に係る経費	
機械器具費			女性の働きやすい環境づくりに向けた設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費	
外部研修参加費			研修受講料等、外部の研修会の参加に要する経費	
講師謝礼			研修対価として講師等に支払う経費	
その他の経費			その他、女性の就業・活躍促進のための職場環境整備に必要な経費	
特別枠②	暑さ対策のための大規模な職場環境整備	施設改修費	暑さ対策のための大規模な職場環境整備のため、施設改修に必要な工事、設計に係る経費	
		機械器具費	暑さ対策のための大規模な職場環境整備のために導入する設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費	
		システム導入費	暑さ対策のための大規模な職場環境整備のために導入するシステム等の構築、導入に必要な経費	
		その他の経費	その他、暑さ対策のための大規模な職場環境整備に必要な経費	
共通経費		旅費交通費	外部専門家等の招聘、補助事業の実施に伴い必要となる従業員の出張に要する経費	
		会場費	会議、展示会、イベント、説明会等へ参加（を開催）するために会場費、場所代、出展料等として支払われる経費	

II 補助金の申請について

1 申請の流れ

	項目	実施者	時期等
1	交付申請・事業実施計画の提出	事業者	令和5年10月16日から 令和5年12月1日まで ※ <u>受付期間内であっても、補助金の申請が 予算額に達し次第、受付を終了します。</u>
2	交付決定・計画認定	北九州市	随時
3	補助事業への着手、 実施	事業者	認定後
4	事業完了、実施報告書 の提出	事業者	補助事業完了後20日以内 ※令和6年2月16日（「暑さ対策のための 大規模な職場環境整備」は令和6年2月2 8日）までの事業完了（経費の支払い完 了）、実績報告が必要です。
5	実績報告の確認、補 助金額の確定	北九州市	提出後速やかに
6	補助金の請求	事業者	補助金額の確定後
7	補助金の支払い	北九州市	補助金額の請求後

2 交付申請・事業実施計画の提出

補助金の交付を受けたい方は、以下のとおり、交付申請書等を提出してください。
なお、提出に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

(1) 受付期間

令和5年10月16日(月)から令和5年12月1日(金)まで

※12月1日当日消印有効。

※提出方法は郵送又は電子申請です。持参による提出は認められません。

※**受付期間内であっても、補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。**

(2) 必要書類

以下の書類を1部ずつ提出してください。

①補助金交付申請書(第1号様式)

②本人確認書類

【法人】履歴事項全部証明書及び役員等名簿(別紙1)

【個人】運転免許証等の写し

③北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類

営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書、開業届出書 等

④暴力団排除に関する誓約書(別紙2)

⑤事業実施計画書(第2号様式)

⑥市税の納税証明書(市税に滞納がないことの証明)

⑦売上又は売上総利益(粗利)の状況が分かる書類

基準期間が含まれる年の月別売上状況が分かる書類

		提出書類
法人		・法人税の確定申告書 別表一 ・法人事業概況説明書(1項目及び2項目(月別売上高記載))
個人事業主	青色申告の場合	・所得税確定申告書 第一表 ・所得税青色申告決算書(1項目(損益計算書)及び2項目(月別売上高記載部分))
	白色申告の場合	・所得税確定申告書 第一表 ・収支内訳書

※税務署の受付印が確認できるもの又は電子申告完了済がわかるもの。

なお、郵送申告等により、收受日付印が押印された控えがない場合は、「納税証明書(その2所得金額用)」又は、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書とあわせて提出してください。

※白色申告の場合は、ひと月あたりの売上・経費は、年額を12月で除したもので計算することを原則とするが、月別の売上高・経費額が分かるもの(売上台帳、帳簿等)を添付して、実額に基づき計算することもできます。

※**「粗利」又は「広義の粗利」で比較する場合、計算に算入する経費(荷造り運賃費、水道光熱費、燃油関連経費等)の月額が確定申告書類の中で確認できないときは、上記に加え、当該経費の状況が分かるもの(月次損益計算書、帳簿等)を必ず提出してください。**

※対象期間が期末（決算月）を跨ぐ3カ月の場合、比較対象となる同期（基準期間）を確認するため、2期分の資料提出が必要となります。

対象期間の月別売上状況が分かる書類

売上台帳、月次損益計算書、帳簿等

※「粗利」又は「広義の粗利」で比較する場合、計算に算入する経費（荷造り運賃費、水道光熱費、燃油関連経費等）の月額が確定申告書類の中で確認できないときは、上記に加え、当該経費の状況が分かるもの（月次損益計算書、帳簿等）を必ず提出してください。

⑧見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類

⑨市外発注が必要な場合は、市外業者発注理由書（別紙3）

⑩その他事業実施計画を説明するために必要な書類

3 提出先・提出方法

《提出先》 北九州市企業変革チャレンジ補助金事務局

《提出方法》 郵送又は電子申請

※郵送については、必ず簡易書留、レターパックプラス等、郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

※送付先住所に直接ご来場いただいても、その場での受取は致しかねますので郵送または電子申請でお送りください。

※封筒には、差出人をご明記ください。

※一度提出された申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。

※書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

《送付先》 〒802-0003 北九州市小倉北区米町 2-2-1 新小倉ビル本館 2階

北九州市企業変革チャレンジ補助金事務局 行

《電子申請先》 *10月18日（水）9：00開設予定

市HPより、専用の申請フォームで申請

URL https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/k099_00001.html



《本補助金に関する問合せ先》

北九州市企業変革チャレンジ補助金コールセンター

*10月16日（月）9：00開設

電話番号：093-967-9275

受付時間：9：00から17：00（土日祝除く）

3 売上高・売上総利益（粗利）・広義の粗利の算定方法について

(1) 算定方法

「売上高」、「売上総利益（粗利）」、「広義の粗利」の算定方法は以下のとおりです。

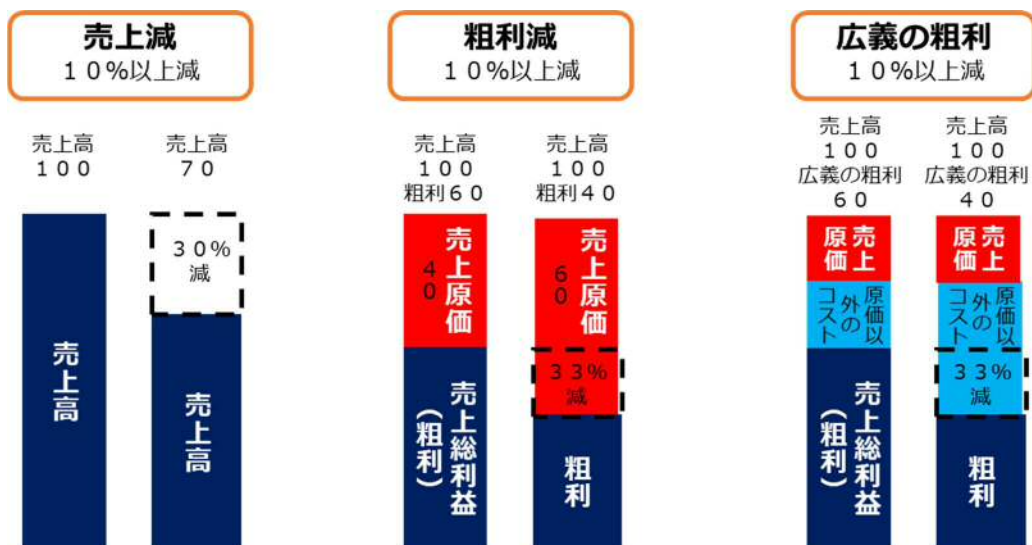
	算定方法	
①売上高	基準期間	確定申告書類に記載された月額（実売上高）
	対象期間	売上台帳、月次決算書類等で把握できる月額（実売上高）
②売上総利益（粗利）	$\text{売上高} - \text{売上原価}$ \downarrow $\text{期首棚卸高（在庫）} + \text{仕入高（製造原価）} - \text{期末棚卸高（在庫）}$	
③広義の粗利	$\text{売上総利益（売上高} - \text{売上原価）}$ $- \text{販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費}$ \downarrow 荷造り運賃費、水道光熱費、燃油関係経費（ガソリン代等で個別に管理されている場合に限る）、その他販管費に計上されているが売上原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費	

※過年度分（基準期間）の①売上高、②粗利、③広義の粗利は実績額によることを原則としますが、白色申告等で月額実績の提出が困難な場合は、年額÷12月を1ヵ月あたりの額とすることができます。

※当年分の①売上高、②粗利、③広義の粗利も実績額によることを原則としますが、②粗利、③広義の粗利を計算する場合、対象期間の期首棚卸高、期末棚卸高の把握が困難であれば、事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）に変動がなかったものとして計算することができます。

事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）＝対象期間の期首の棚卸高＝対象期間の期末の棚卸高

※「粗利」又は「広義の粗利」で比較する場合、計算に算入する経費（荷造り運賃費、水道光熱費、燃油関連経費等）の月額が確定申告書類の中で確認できないときは、上記に加え、当該経費の状況が分かるもの（月次損益計算書、帳簿等）を必ず提出してください。



(2) 売上総利益（粗利）、広義の粗利の考え方



※売上原価に算入できる物価高騰関連経費
= 販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費

販管費 (販売管理費及び一般管理費)	荷造運賃費	}
	水道光熱費	
	燃油関連経費	
	消耗品費	}
	通信費	
	減価償却費	
	給与賃金費	
	地代家賃	
・・・ 等		

4 実績報告等について

事業実施完了後、下記のとおり、実績報告書等を提出してください。

事業の実施状況について実績報告書等に基づき確認後、補助金の交付額を確定、通知の上、精算払いを行います。

※補助金の支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。

(1) 提出時期

補助事業完了後20日以内 又は 令和6年2月16日(金)まで

※2月16日当日消印有効。

※「暑さ対策のための大規模な職場環境整備」は令和6年2月28日(水)まで(当日消印有効)。

(2) 必要書類

以下の書類を1部ずつ提出してください。

①補助金実績報告書(第6号様式)

②事業実施報告書(第7号様式)

③支出の事実を確認できる書類

・契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し 等

④事業の実施状況が分かるもの

・成果物、導入した機器、システム等の写真 等

⑤パートナーシップ構築宣言・賃金応援枠を活用する場合

・「パートナーシップ構築宣言」の写し

・事業実施計画に記載した賃上げを行う者の賃金単価を確認できる資料
賃金台帳の写しなど

⑥その他、事業実績を説明するために必要な書類

⑦精算払請求申請書(第9号様式)

⑧振込を希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)を確認できる通帳のページの写し

(3) 提出先・提出方法

《提出先》 北九州市企業変革チャレンジ補助金事務局

《提出方法》 郵送又は電子申請

※郵送については、必ず簡易書留、レターパックプラス等、郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

《送付先》 〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル本館2階
北九州市企業変革チャレンジ補助金事務局 行

《電子申請先》

市HPより、専用の申請フォームで申請

URL https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/k099_00001.html



Ⅲ その他の留意事項について

1 補助金の交付取り消し・返還

補助対象者が、次のいずれかに該当した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還を命ずることとなりますので、十分ご留意ください。

- ①偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ②補助金を他の用途に使用したとき。
- ③補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- ⑤この要綱の規定に違反したとき。

2 取得設備等の取り扱い

補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けしてはなりません。

市の承認を受けて、処分等を行う場合であっても、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還を求める場合があります。

北九州市企業変革チャレンジ補助金コールセンター

*10月16日（月）9：00開設

電話番号：093-967-9275

受付時間：9：00から17：00（土日祝除く）

ホームページはこちら

